

利 用 に あ た っ て

I 集 計

集計は基本的に国勢調査が実施された年の10月1日現在の市域で行っています。

II 結果の表章

この資料は、2015年10月1日現在で総務省統計局の所管により実施された、「2015年国勢調査」の就業状態等基本集計結果と、従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果をとりまとめたものです。

表章形式等については、総務省統計局の就業状態等基本集計結果（全国編）と従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果（全国編）の概要を参考にしています。

なお、年号については、原則として西暦を使用しました。

III 符号の用法

[...] 不明 [△] マイナス [—] 該当数字なし

[0] 単位未満

百分率は、四捨五入で計算していますので、構成比の表示の合計が一致しないことがあります。

また、割合は、特に注記のない限り分母から不詳を除いて算出しており、過去の割合も同様の方式で再計算しています。

IV 用語の説明

1 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは2015年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）に調査の地域に常住している者をいいます。

ここで「常住している」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している」とみなしてその場所で調査しました。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校若しくは第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているものは、その宿泊している施設

(2) 病院又は療養所に入院、入所している者で引き続き3か月以上入院又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

(3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有するものはその住所、陸上に生活の本拠のないものはその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。

(4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

(5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としましたが、次の者は調査の対象から除外しました。

(1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族

(2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

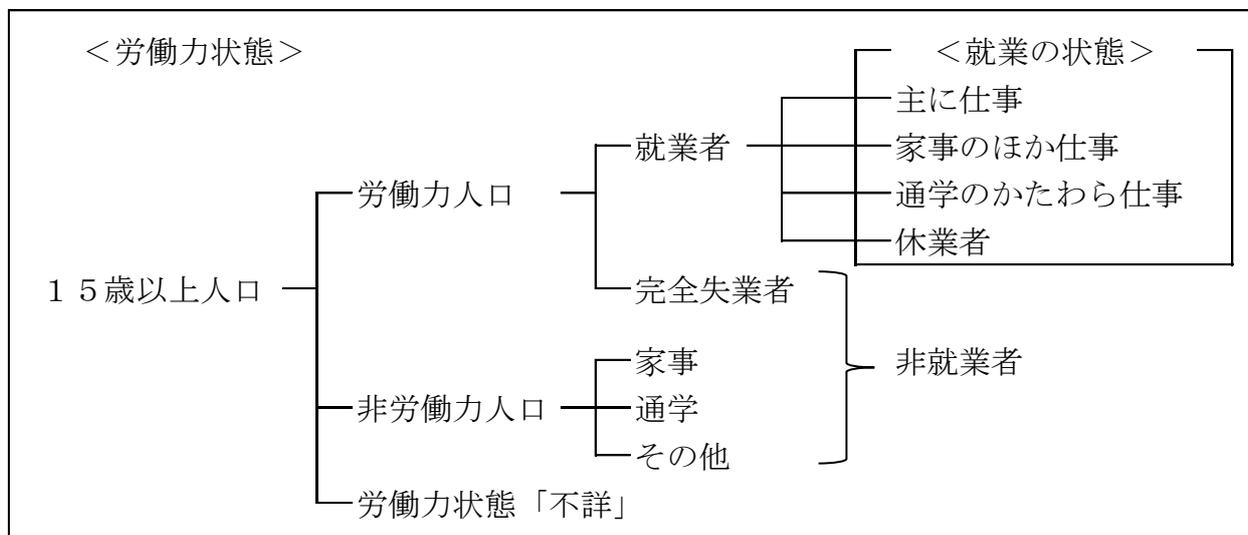
2 年齢

年齢は、2015年9月30日現在による満年齢です。

なお、2015年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としています。

3 労働力状態

15歳以上の人について、9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しています。



区分	内容
労働力人口	就業者及び完全失業者
就業者	<p>調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。</p> <p>（1）勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>（2）事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合</p> <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含みます。</p>
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかたわら、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかたわら、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者	(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	どの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

《注意点》

この区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

4 従業上の地位

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分しています。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	(1) 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、 「アルバイト」又はそれらに近い名称と呼ばれている人 (2) 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用

	され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役，団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

5 産業

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

2015年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（2013年10月改定）を基に再編成したもので20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成っています。

《注意点》

- (1) 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によります。
- (2) 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。
- (3) 産業大分類を3部門に集約している場合については、次の区分によります。

部門	内訳
第1次産業	A 農業，林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業，採石業，砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業，郵便業 I 卸売業，小売業 J 金融業，保険業 K 不動産業，物品賃貸業 L 学術研究，専門・技術サービス業 M 宿泊業，飲食サービス業 N 生活関連サービス業，娯楽業 O 教育，学習支援業 P 医療，福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

なお、産業大分類のうち「T 分類不能の産業」についてはこの3部門には含みません。

6 高齢単身世帯

65歳以上の一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

7 従業地・通学地

就業者が従業している、又は通学者が通学している場所について、次のとおり区分しています。

区分	内容
自市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合
自宅	従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合 （1）併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。 （2）農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。
自宅外	常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で「自宅」以外の場合
他市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合 これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものです。
県内	従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合
他県	従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

《注意点》

（1）他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が従業している場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

（2）ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

8 夜間人口と昼間人口

(1) 夜間人口（常住地による人口）

調査時に調査の地域に常住している人口です。

(2) 昼間人口（従業地・通学地による人口）

従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出している人口です。

【例：福山市の昼間人口の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{〔福山市の昼間人口〕} &= \text{〔福山市の夜間人口〕} - \text{〔福山市からの流出人口〕} \\ &\quad + \text{〔福山市への流入人口〕} \end{aligned}$$

なお、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含みます。

また、昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。

(3) 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、夜間人口100人当たりの昼間人口であり、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示しています。

【例：福山市の昼夜間人口比率の算出方法】

$$\text{〔福山市の昼夜間人口比率〕} = \frac{\text{〔福山市の昼間人口〕}}{\text{〔福山市の夜間人口〕}} \times 100$$

